

## 平成 23 年度第 6 回理事会次第

日 時 平成 23 年 11 月 12 日 (土) 10 : 00

会 場 千葉県社会福祉センター4 階会議室

1. 出席者及び資料の確認
2. 開会
3. 会長挨拶
4. 議 題 (1) 各委員会報告事項に対する質疑 (事前送付資料によりご確認ください)  
(2) 議事 1. 千葉市ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業の今後の展開について  
2. 千葉県社会福祉士会倫理委員会準備会について  
3. その他  
(3) その他
5. 閉会

【広報部会】

今回、開催された会議はありません。

『点と線』第 77 号は現在最終校正の段階に入っております。

発送は 11 月中の開催を予定しています。

各委員会・部会等から同封を予定しているチラシなどがありましたら、  
11 月 21 日(月)までに、データで事務局までご送付くださるようお願いいたします。

会議・研修会記録票

|  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| 日時   | 平成 23 年 10 月 25 日 19 時 30 分～21 時 20 分 |
| 場所   | 千葉県社会福祉士会 4 階会議室                      |
| 出席者(人数)  | 4 名                                   |
| 講師   |                                       |
| スタッフ   | 目黒・鈴木・田中・樽林 (順不同)                     |
| <p>(1) 千葉県障害福祉課からの調査に対する回答作成<br/> 「災害時における障害のある人等への支援に関する課題等について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労している知的障害者の帰宅方法</li> <li>・ 断水中のトイレの利用方法への理解</li> <li>・ 男性の障害者と女性の保護者のペアでは開放された大浴場が利用できない</li> <li>・ 障害者の安否確認を行う担当者が明確ではない</li> <li>・ 福祉避難所の在り方（設置するだけでなく、断水への対応や障害特性の違う方達や高齢者などが集まることを想定した準備が必要）</li> <li>・ 最優先すべき連絡先の把握の方法</li> <li>・ 社会資源の活用（ホテルなどへの避難など）が不十分</li> </ul> <p>(2) ガイドライン（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容は概ね良い（文言の訂正と大規模災害の具体例を追記する）</li> <li>・ 東日本大震災の経験を経て、具体案が盛り込まれている</li> <li>・ ガイドラインとしての内容は良いので、詳細の解説版の作成を検討する</li> <li>・ 理事会に提出し、承認されれば可能な限り早い段階で施行すべき</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインの完成と同時に、災害時対応ワーキングチームの主旨は達成された、と考えられる。</li> <li>・ 今後は部会設立を具体化すべき</li> <li>・ 部会の設立と同時にワーキングチームを解散する</li> <li>・ 部会の位置づけは、災害時の迅速な対応が求められることから、既存の委員会に所属するのではなく、組織図における三役の下（理事会の並び）に位置づけるべきではないか</li> <li>・ 部会の設立について、定款変更などの必要性があり年度途中の設立が難しければ、正式な設立までは「災害対応プロジェクト」として活動を行う</li> <li>・ ワーキングチームで提案された「いわき市への継続した支援」については、部会の活動として引き継ぐ</li> </ul> |                                       |

## 平成 23 年第 6 回理事会議案資料

### 議案 1 千葉県社会福祉士会災害時対応ガイドラインについて

災害時対応ワーキングチームが作成した、大規模災害時における千葉県社会福祉士会の対応についてのガイドライン（案）の内容についてご審議いただき、施行することについて理事会の承認を求めます。

別紙『千葉県社会福祉士会災害時対応ガイドライン（案）』をご参照ください。

### 議案 2 災害対応部会の設立について

平成 24 年度千葉県社会福祉士会事業計画への下記の事業の追加について、理事会の承認を求めます。

なお、部会の性質から既存の委員会に所属する形ではなく、三役直轄の事業としての位置づけるべきと考えますが、その点について理事会の意見を求めます。

#### ク、三役直轄新規事業

##### ○災害対応部会

- ・『千葉県社会福祉士会災害時対応ガイドライン（案）』に基づき、三役とともに大規模災害時の対応について協議する。また、平時より災害時の対応について各都道府県社会福祉士会及び関連団体との連携を図る。
- ・大規模災害時に備え「被災地支援活動協力員名簿」を整備し、被災地での支援活動に従事することが出来る会員を把握する。必要に応じて被災地に会員を派遣する。
- ・東日本大震災にて壊滅的な被害を受けた被災地の内、福島県いわき市に対する継続した支援を実行、推進する。
- ・災害時に備え情報収集を行うとともに、今後研修等を企画する。

# 千葉県社会福祉士会 災害時対応ガイドライン（案）

## 第1章 目的

このガイドラインは、千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）の会員が、大地震等の大規模災害（以下「災害」という。）発生時取るべき対応について、基本的な行動指針を定めることを目的とする。

## 第2章 ガイドラインの性格

このガイドラインは、あくまで取るべき対応についての参考指針となるものなので、臨機応変の対応が必要とされる災害時対応では、必ずしもこのガイドラインによる対応に固執した硬直的な対応に陥ることがないように、その状況に応じた柔軟な対応を第一の指標とする。

## 第3章 災害直後の対応（災害発生当日～3日目）

### 第1条 個別初動対応

- ① 災害発生時においては、まず何よりも自分と家族、職場においては職場の中での安全確保と安否確認を優先する。
- ② 事務局職員は、事務所における被害状況を把握し、初期消火、負傷者の救出救護等必要な対策の後、状況に応じ事務所よりすみやかに避難し、事務局長へ状況報告する。
- ③ 本会の理事は、震度5強の地震、洪水による避難勧告の発令などの大規模災害発生後12時間以内に自らの状況について事務局に報告する。また、各理事は部長と連携し、担当部会員の安否を確認する。

### 第2条 千葉県社会福祉士会災害支援本部の立ち上げ

- ① 会長、副会長、事務局長、災害対応部会長（部会成立までは仮。以下同様）により災害支援本部（以下「支援本部」という。）を立ち上げる。なお、災害支援本部の構成員は本会会員理事及び災害対応部会長とする。
- ② すみやかに会長、副会長、事務局長、災害対応部会長及び参加可能な理事を中心として支援本部による会議をもち、当座の対応についての基本方針と必要な具体的行動案（被災地の調査及び支援内容、義捐金及び支援金募集、会長声明発表等）を策定する。
- ③ 支援本部長、副本部長については立ち上げた災害支援本部における職責上位者により担当する。
- ④ 事務局職員は、情報の連絡調整窓口としての役割を担い、総合的に情報を収集し、理事、及び主務官庁（千葉県健康福祉部担当課）や関連団体等との連絡調整を行う。

併せて支援本部長は支援本部を設置したこと及び被災者への支援を行うことについて、行政の災害対策本部及び社会福祉協議会の設置する災害ボランティアセンターに申し入れる。

- ⑤ 支援本部が立案した基本方針と具体的行動案について、各理事は担当部会部会長を通じ各部会員へ伝達し、必要に応じて指示を行う。

#### 第4章 初期対応

##### 第3条 災害状況等の情報収集

- ① 事務局は、災害に関する情報収集に努め、支援本部へ報告する。
- ② 支援本部は、本会ホームページ上に『災害時情報集約掲示板』を立ち上げ、会員との情報の共有を図る。本会の会員は、信用に値する情報を収集し必要に応じて『災害時情報集約掲示板』への投稿、もしくは事務局への報告を行う。
- ③ 支援本部は、市町村等の行政による災害対策本部や社会福祉協議会による災害ボランティアセンターと連絡をとり、状況把握に努める。
- ④ 支援本部は、可能な限り迅速に被災地の実状を把握し、その状況に基づいて具体的な対応を決定する。

##### 第4条 被災者支援対策の基本方針

- ① 本会は、被災地の状況に応じて支援が必要であると支援本部が判断する場所であれば、最大限の支援を行う。
- ② 本会への具体的な支援要請があれば、現地の実情の把握に努め対応する。本会への通知及び当該団体・組織への通知は、公文書として発受信するが、災害の状態に応じて電話や口頭による連絡を暫定的に有効な通知と認める。
- ③ 行政の災害対策本部及び、災害ボランティアセンターを設置するなど地域支援の中核を担うことになる社会福祉協議会に対して行う支援本部立ち上げの報告の際に、最大限の支援を行う体制を整えることを伝える。
- ④ 本会は、相談援助を業とする社会福祉士の職能団体であることから、被災した世帯への面接や相談、生活ニーズの把握、関係機関への橋渡し、あるいは福祉相談員の派遣といったいわゆる災害ソーシャルワーク活動の内容が想定されるが、支援内容に関わらず、各所からの本会への具体的な支援要請に対しては柔軟に対応していく。
- ⑤ 本会が行う支援活動に際しては、活動に従事する者は本会の「千葉県社会福祉士会」の名称が記載されているベストなど、第三者から見て社会福祉士会から派遣されていることが認識されやすいものを必ず着用するとともに、会員証を携帯する。
- ⑥ 会員が個人として支援活動を行うにあたり、本会の活動として組織的な支援が必要とされる地域や機関が発見された場合、当該会員は速やかに事務局にその旨を報告することとし、連絡を受けた支援本部は迅速にその対応について協議し、決定す

る。

#### 第5条 日本社会福祉士会との連絡調整

- ① 支援本部は、初期対応の内容を含め状況をすみやかに社団法人日本社会福祉士会事務局へ連絡し、必要に応じ支援を要請する。
- ② 支援本部は、必要に応じ、日本社会福祉士会のホームページを活用し、義捐金及び支援金の募集等の対策を全国社会福祉士会会員へ呼びかける。

### 第5章 災害復旧時以降の対応に向けて

#### 第6条 被災地支援活動協力員名簿

- ① 本会は大規模災害時、被災地への支援依頼があった場合には、迅速かつ円滑に人員を確保できるよう、平時においてあらかじめ災害対応部会が「被災地支援活動協力員名簿」を作成するものとする。
- ② 「被災地支援活動協力員名簿」は、事務局ならびに災害対応部会長で管理し災害時の協力要請の他、災害関係研修案内及び災害関係事項の連絡以外は活用せず、個人情報取り扱いに細心の配慮を行うものとする。
- ③ 「被災地支援活動協力員名簿」は、災害対応部会を中心に2年おきに登録されている本会会員の名簿登録の更新の意向調査、毎年の新規名簿登録の手続きなど名簿の整理を行う。

#### 第7条 会員への報告と協力要請

- ① 本会が行う支援対策内容は、本会ホームページや『災害時情報集約掲示板』等を通じて会員へ随時報告し、必要に応じ協力が可能な会員を「被災地支援活動協力員名簿」などを活用しながら募集し具体的な協力を要請する。
- ② 本会が行った支援内容及びその実績については、災害対応部会を中心に統計的に整理し、日本社会福祉士会及び会員へ後日報告する。

### 第6章 他都道府県等での災害支援対応について

#### 第8条 会員の派遣方法と経費の支弁について

- ① 千葉県以外で大規模災害が起きた場合には、支援本部は情報収集を行うとともに、他都道府県社会福祉士会（以下「他会」とする）から本会へ災害支援の派遣依頼があった場合には「被災地支援活動協力員名簿」を活用し、名簿登録されている会員に支援協力の可否を確認し派遣する。
- ② 本会の正会員が他都道府県等において災害支援活動を行う場合には、旅費及び活動費の一部を補助する。但し、受け入れ先災害ボランティアセンター等にて受け入れが確認済みの場合に限る。また、千葉県ソーシャルワーカー三団体協議会を構成する、千葉県医療社会事業協会、千葉県精神保健福祉士協会の正会員についても、本会にて

補助の対象とする。

- ③ 本会会員及び千葉県三団体協議会構成団体正会員であり、本会による活動費等補助対象者が被災地支援活動を行う場合には、安全管理のためボランティア保険に加入するよう指示する。その際、被災地の担当部局の負担軽減を図るため、活動者の住所もしくは職場を区域とする市町村社会福祉協議会で加入手続きを行うこととする。被災地の社会福祉協議会での申請は避けるよう助言する。

#### 第9条 他会との連絡調整について

- ① 他都道府県等に本会会員を災害支援活動員として派遣している場合には、支援本部は必要に応じて当該都道府県社会福祉士会との連絡調整を行い、当該会員と連絡を取りながら被災地の状況を把握する。
- ② 他会から千葉県内にボランティアの支援があった場合には、支援本部は他会と連携して対応する。

#### 附則

- 1 このガイドラインは、平成 年 月 日から施行する。



## ケアマネジメント部会 報告

- ・ 10月3日(月)に「平成23年度第2回ケアマネジメント部会」を開催しました。  
(別紙、議事録参照)

- ・ 「介護支援専門員受験対策講座」8/20～9/17  
収支(概算)については、以下のとおりです。

**収入** (計 497,000 円)

**支出** (計 533,820 円)

**事務局経費**  $497,000 \times 0.2 = 89,800$  円

受講者数 39 名。大幅な赤字となったため、来年度は規模を縮小し、模擬試験と解説のみ(1日間)行なう予定。

## 平成24年度 研修委員会ケアマネジメント部会 事業計画(案)

### ○ケアマネジメント関係講座の開催

社会福祉士の活動を広く一般の方にも理解していただくことを目的として開催。その中で、社会福祉士がケアマネジメントの手法を用い福祉を必要としている方々の支援を行なうことを理解していただく。

- ・ 対象者：ケアマネジメントに関心のある人(非会員を含む)
- ・ 開催時期：年1回2月頃 参加定員：70人程度

### ○「介護支援専門員実務研修受講試験」模擬試験の開催

- ・ 対象者：介護支援専門員資格取得を目指す人(非会員を含む)
- ・ 開催時期：年1回9月頃 参加定員：60人程度

平成 23 年度

## 第 2 回 ケアマネジメント部会議事録

日 時 平成 23 年 10 月 3 日 (月) 19:00~20:20

場 所 千葉県社会福祉士会事務局

参加者 水野谷・山口・矢島・吉田・押元・篠田・周藤・鈴木・西沢

欠 席 矢野・丸・吉野・青木・伊藤

議 題 1、平成 24 年度事業計画 (案) 予算 (案) について  
2、次回研修会 (平成 23 年 12 月 18 日) について

内 容

### 1、平成 24 年度事業計画 (案) 予算 (案) について

・「介護支援専門員受験対策講座」について、平成 23 年度の受講者 (模試含む) は、39 名であった。収支が大幅な赤字となる見込みのため、来年度は規模を縮小し 1 日だけ開催 (模擬試験と解説のみ) することを決定した。

・「ケアマネジメント関係講座の開催」については、来年度も今年度と同様の規模で開催、予算請求していくことを決定した。

### 2、「障害者自立支援法の改正法を学ぶ」12 月 18 日の研修会について

#### ① チラシの配布と講師依頼

今回は、「点と線」の発送に間に合わなかったため、会員への郵送での案内はなしとする。ホームページに掲載 (事務局へ依頼)、会員メーリングリストに流してもらう (事務局依頼)。「中核地域生活支援センター」等への働きかけ (西沢・吉野)、障害福祉関係者の集まりなどでの働きかけ他 (矢島)。講師依頼については、すでに作成してある依頼文を発送してもらう (事務局)。

② 12月18日のスタッフの動きなど

- ・スタッフは12時30分に事務局に集合。
- ・受付、講師接待、司会などの役割分担。
- ・当日使うもの（垂れ幕なども含む）準備と講師駐車場確保は事務局に依頼。
- ・パソコンは必要か、資料についての確認など→吉田

3、次回の部会開催予定・・・

平成24年1月か2月ごろ（未定）～千葉県社会福祉士会事務局にて

平成 23 年度 介護サービス情報公表部会

10 月 責任者会議 議事次第

開催日時 : 平成 23 年 10 月 28 日 (金) 19:00~20:00

場 所 : 千葉県社会福祉センター 4 階

参加者 : 川島・山口・田村・出口・辻村・奥野

欠席者 : 丸・耀

1. 各地区からの報告

東葛~11/26 地区会議開催 (奥野・山内・草間・越川) 一事業所、調査中断した事業所有り、下記に掲載。

千葉~11/27 地区会議開催 (辻村・浅見・富樫)。公表手数料の徴収について、「どうして、手数料を調査実施前に払わなければならないのか？」という指摘を受け、事務局に対応して頂いたとのことだった。

東総~11/22 地区会議開催 (出口・山口)。前回調査の表示で、「公表なし」という事業所は、昨年度、調査拒否であったり、新規事業所であったり、震災後、調査ができなかった事業所などが該当しており、調査に慣れていない事業所が多いため注意が必要とのこと。

南部~11/20 地区会議開催 (田村・佐々木)。予定確認、調査についての問題等無く、実施されている。

2. 調査中断について

東葛地区で、訪問介護・福祉用具・居宅介護支援を営んでいる事業所の調査があった。事業所側が非協力的な姿勢であり、訪問・福祉用具は何とか終了したが、居宅の時に、事業所側から、ほぼ一方的に、調査の中断を求められた。後日、部会長・副部会長・地区責任者らと協議し、11/5 再度、調査員を変更し 2 名で調査実施を予定することとなった。  
※なお、この事業所についての、調査員報酬は、訪問・福祉用具は当初、調査した調査員に、居宅については、変更し調査を行う 2 名に支払うこととした。

3. その他

・以前からの方針であるが、公表調査手数料の徴収については、各調査機関によって異なっており、①事前振込②当日現金払③調査後振込に分かれる。基本的に、①だが、事業所の希望によっては、事務局と確認を取りながら、③も認めてはいる。②は極力、避けて頂くようにして頂きたい。

ばあとなあ千葉運営委員会の報告

1、第5回理事会（10/1）以降、運営委員会は開催していないので運営委員会報告はありません。

2、第11回「支援者のための成年後見制度活用講座」開催（10/9～10）

参加者： 40名

3、成年後見人養成委託集合研修終了

7月から5回に亘って開催した上記研修が10/29（土）終了しました。当初、受講生は27名でしたが2名が途中欠席となり、25名が修了予定。

4、11月4日、法人後見業務監査委員会が開催されました。

出席は、業務監査委員として須田委員、長谷川委員、原田委員の3名

千葉県社会福祉士会として、神山会長、櫻井副会長、

ばあとなあ千葉として鈴木運営委員長、川島主担当、吉田副担当

櫻井副会長の司会により、次の通り行いました。

1) 委嘱状交付：神山会長

2) 委員および出席者自己紹介

3) 法人後見業務態勢に関する説明：鈴木運営委員長

4) 事例概要および支援経過に関する説明：川島主担当、吉田副担当

5) 質疑

6) 監査委員講評

① 成年後見の勉強ができた。

② 法人後見は難しいのに良くやっている。

③ 法人後見事案で損害賠償請求されると厳しい。

以上

## 独立型社会福祉士委員会 会議録（第3回）

|        |   |    |             |
|--------|---|----|-------------|
| 開催日/時間 | H23年10月15日(土)10時～12時  | 場所 | 千葉県社会福祉センター |
| 参加者    | 川島隆太、櫻井勉、吉田愛子、浅見雅人、高美修次、田村俊道、吉原俊幸、豊下智大、遠坂貴志   |    |             |
| 議題/内容  | 1新規参加者・参加者自己紹介、近況・理事会報告、今年度の活動について、社会復帰支援・社会貢献活動部会より 10時～10時30分   |    |             |
|        | 2 独立型社会福祉士ガイドブック制作、研修会の開催・準備、担当者割振などについて<br>→次回、12月～2月間は、会議室の利用ができなくなり、ガイドブックや研修会の打ち合わせについては、事務局を利用させて頂くことになる予定。  |    |             |
|        |   |    |             |
|        |   |    |             |
|        |   |    |             |
| 意見・その他 | <p>&lt;ガイドブック用アンケートについて&gt;<br/>参加者で、アンケート欄の質問事項について、協議を行った。委員会後に届いたアンケートもあるので、合わせて継続予定。</p> <p>&lt;独立型社会福祉士委員会研修会について&gt;<br/>(研修会内容予定)○独立型委員会活動紹介○報告会○グループワーク(導入検討)<br/>(開催予定日)2012年4～5月開催予定<br/>(場所)千葉県社会福祉センター4階会議室 50名程度を定員想定、参加費は未定(1000円～2000円程度か)</p> <p>&lt;負担金準備委員会について&gt;<br/>意見○きちんと運用されるように。○ホームレス対策活動などには分配してもいいのでは？<br/>○負担金の運用について意見のある方は、当委員会担当の野田 滋様にご意見を伝えること。</p> <p>&lt;その他・連絡&gt;<br/>○12月～2月は会議室の利用ができなくなるため、事務局を利用予定。<br/>○当面、小規模のメンバーでガイドブックや研修会の打ち合わせを行っていく予定。</p> |    |             |

【事務局報告】

○ 後援

- ・ 千葉県社協 第 61 回 千葉県社会福祉大会 平成 23 年 11 月 14 日
- ・ 千葉県作業療法士会 第 13 回千葉県作業療法士会学会 平成 24 年 3 月 18 日
- ・ 千葉県 平成 23 年度在宅がん緩和ケアフォーラム 平成 24 年 2 月 19 日

○ 来賓

- ・ 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団 三十周年記念式典 平成 23 年 11 月 9 日 目黒副会長
- ・ 千葉県社協 第 61 回 千葉県社会福祉大会 平成 23 年 11 月 14 日 神山会長
- ・ 千葉県社協 福祉人材確保・定着フォーラム 平成 23 年 11 月 22 日 神山会長
- ・ 社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会 医療学会 平成 23 年 11 月 25 日 櫻井副会長

○ 委員推薦

- ・ 我孫子市 我孫子市保健福祉サービス調整委員(H23 年 11 月 1 日～H25 年 10 月 31 日)南野奈津子
- ・ 浦安市 浦安市地域自立支援協議会「啓発・広報プロジェクト会」委員 ばあとなあ 市川恵子
- ・ 千葉県 千葉県障害者介護給付費等不服審査会委員(H23 年 11 月 1 日～H25 年 3 月 31 日)磯田芳江
- ・ 千葉県 千葉県ホームレス自立支援計画の見直しに係る検討会議委員 山崎泰介相談役(再任)

○ 講師派遣

- ・ 千葉県立船橋豊富高等学校 介護員養成研修 2 級課程 平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 12 月 27 日  
＜講師 7 名仮登録中＞

○ その他

- ・ 千葉県 認知症対策推進協議会 第 1 回作業部会 11 月 22 日 目黒副会長
- ・ 福祉人材確保・定着フォーラム 11 月 22 日 実行委員(係員) 相澤雅則
- ・ 千葉県社協 平成 23 年度 成年後見制度個別相談会 平成 24 年 1 月 29 日 <未定>

○ 会議室の予約

- ・ 千葉県社協 千葉県社会福祉センター会議室 (耐震工事予定)  
H23 年 12 月～H24 年 2 月までの期間について、現在予約できなくなっております  
(H23 年 12 月分については、9 月までに予約済みのものは使用可能です)  
※H24 年 2 月は予備期間の為、工事が終わり次第、使用できるようになる可能性有
- ・ 千葉県労働者福祉センター 会議室  
H24 年 4 月以降については利用できなくなる予定です (ホールは利用可能です)  
※H23 年 11 月 1 日現在での状況のため、今後変更になる可能性有

\*\*\*\* 会員情報 \*\*\*\*

10 月 31 日現在 正会員:1,238 名 (新入会:11 名、転入:3 名、転出:1 名、退会:0 名)

> 10 月・11 月本部会員情報より